# 平成２４年　第５回

# さつま町議会会議録

平成２４年１０月２２日　開会

さつま町議会

**平成２４年第５回さつま町議会臨時会審議結果**

平成２４年１０月２２日

| 議案番号 | 件名 | 上程日 | 議決日 | 議決結果 | 委員会付託 |
|---|---|---|---|---|---|
| 58 | さつま町新庁舎建設工事請負契約の締結について | H24.10.22 | H24.10.22 | 可決 | － |

平成２４年第５回さつま町議会臨時会会議録

**〇開会期日**　　平成２４年１０月２２日　　午前９時３０分

---

**〇会議の場所**　　さつま町議会議事堂

---

**〇当日の議員の出欠は次のとおり**

出席議員（２０名）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1番 | 森山 | 大 | 議員 | 2番 | 東 | 哲雄 | 議員 |
| 3番 | 麥田 | 博稔 | 議員 | 4番 | 米丸 | 文武 | 議員 |
| 5番 | 川口 | 憲男 | 議員 | 6番 | 新改 | 秀作 | 議員 |
| 7番 | 平八重 | 光輝 | 議員 | 8番 | 平田 | 昇 | 議員 |
| 9番 | 舟倉 | 武則 | 議員 | 10番 | 岩元 | 涼一 | 議員 |
| 11番 | 内之倉 | 成功 | 議員 | 12番 | 柏木 | 幸平 | 議員 |
| 13番 | 楠木園 | 洋一 | 議員 | 14番 | 内田 | 芳博 | 議員 |
| 15番 | 桑園 | 憲一 | 議員 | 16番 | 市來 | 修 | 議員 |
| 17番 | 新改 | 幸一 | 議員 | 18番 | 木下 | 敬子 | 議員 |
| 19番 | 木下 | 賢治 | 議員 | 20番 | 中尾 | 正男 | 議員 |

欠席議員（０名）

---

**〇出席した議会職員は次のとおり**

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 事務局長 | 萩原　康正 | 君 | 議事係長 | 中間　博巳 | 君 |
| 議事係主幹 | 松山　明浩 | 君 | 議事係主任 | 神園　大士 | 君 |

---

**〇地方自治法第１２１条の規定による出席者は次のとおり**

| | | |
|---|---|---|
| 町長 | 日高　政勝 | 君 |
| 副町長 | 和気　純治 | 君 |
| 工事検査室長 | 杉水流　博 | 君 |
| 総務課長 | 紺屋　一幸 | 君 |
| 財政係長 | 久保田　春彦 | 君 |
| 庁舎建設係長 | 下野　幸夫 | 君 |
| 参事 | 濱﨑　茂 | 君 |
| 工事検査監 | 杉水流　博 | 君 |

**〇本日の会議に付した事件**

第　１　　　会議録署名議員の指名

第　２　　　会期の決定

第　３　　　議案第５８号　さつま町新庁舎建設工事請負契約の締結について

△開　　会　　午前　９時３０分

**○議長（中尾　正男議員）**

おはようございます。ただいまから、平成２４年第５回さつま町議会臨時会を開会します。

---

△開　　議

**○議長（中尾　正男議員）**

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

---

△日程第１「会議録署名議員の指名」

**○議長（中尾　正男議員）**

日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定によって、１７番、新改幸一議員及び１８番、木下敬子議員を指名します。

---

△日程第２「会期の決定」

**○議長（中尾　正男議員）**

日程第２「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日１日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中尾　正男議員）**

異議なしと認めます。したがって、会期は本日１日間に決定しました。

---

△日程第３「議案第５８号　さつま町新庁舎建設工事請負契約の締結について」

**○議長（中尾　正男議員）**

次は、日程第３「議案第５８号　さつま町新庁舎建設工事請負契約の締結について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

〔町長　日高　政勝君登壇〕

**○町長（日高　政勝君）**

おはようございます。それでは、「議案第５８号　さつま町新庁舎建設工事請負契約の締結について」提案理由の説明を申し上げます。

これは、さつま町新庁舎建設工事につきまして、１０月１０日入札を行った結果、大林・本田特定建設工事共同企業体が落札したものであります。さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、工事検査室長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長　日高　政勝君降壇〕

**○工事検査室長（杉水流　博君）**

おはようございます。それでは「議案第５８号　さつま町新庁舎建設工事請負契約の締結について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

**○議長（中尾　正男議員）**

これから，本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

**○楠木園洋一議員**

この大林組は判るんですが、本田建設は県内の業者ですか。

**○工事検査監（杉水流　博君）**

株式会社本田建設について、御説明いたします。本社が、鹿児島県いちき串木野市大里３２４４番地、株式会社本田建設、代表取締役本田和幸氏でございます。会社設立が、１９７３年でございまして、従業員数が３０名ほどでございます。資本金が２，０００万円、３年間の平均の年の工事高が７億円ということでございます。以上です。

**○米丸　文武議員**

大変大きな入札、工事の計画でございますけれども、ここで今比較をしたときに、1億９，０００万円からの予定価格との差額が出てきておるわけでございますが、設計の段階で相当な審議もされて予定価格を設定されるわけですが、こういう額が減額になるというのは、主にどのようなことがあって見積額が下ってくるのか。

基準はもちろんクリアしているから落札されたことになるとは思うんですが、こういう差額が出ることに対しての考え方というのはどのようにされているのか、その点についてお伺いしたいと思うんですが。

**○工事検査監（杉水流　博君）**

入札差額が予定価格からすると１億９，０００万円ほど出ているわけでございますが、これにつきましては当然、競争原理が働いた結果ということと、あわせまして一括発注であったために、全体金額が大きかったためにこういう結果になったんじゃないかと、このように考えているところでございます。

**○米丸　文武議員**

建築基準法にも、基準をいろんな設計の段階でもつくられているわけですが、そういうことで、大手に一括発注したからこれだけ安くなるというようなことに対して、はたしてどうなんだろうかなという気がするんですよね。設計の段階というのは、いろんな市況の変化とか、そういうものもあるから、ある程度高く設定をしているんだとか、基準でこうしてこの設計価格を決めているんだとかということに対して、実際がどうだったのかという説明があればいいんですが、競争原理が働いたからこうだったということなのか。

基準としては、あくまでもしっかりとした内容のもので、これは守られていることは前提ですから、それはそうだろうと思うんですが、そこいらのところは、設計の段階で、その積算をされた段階と実際これだけ安くなるだろうというようなものは、さっき言いましたように、平均でみていくとか、そういうようなものがあったのかどうか、そこいらとやっぱり比較をする必要があるのかなと思ってお聞きしているところなんですが。

**○町長（日高　政勝君）**

こういった大きな工事というのは、さつま町の時代は初めてで、それ以前もですね、初めての大きな工事だと、６０年に1回あるかないかと私は言っておりますけれども、過去は総合体育館とか学校の建設、そういう規模のものはございましたけれども、１０数億円の金額の入札というのは初めてであります。

そういうことで、いろいろ説明を申し上げましたとおり、これについては分離発注という方法もありますけれども、やはり財源的な関係もありますし、やはり一括発注をして、そういった経費の節減はもちろんでありますが、やはりこの日本の中でも相当な技術を持っていらっしゃる、

こういう方なんかの参加もいただいて、立派な施設をつくっていただく、こういうこともございまして、一般競争入札、条件付ではございますが、そういった評点の上の方が参加をしていただくというようなことで、設定をいたしまして、その結果ですね、やはりこの競争の原理が働いたということしか言えないと思っております。

とにかく設計そのものは、やはり今の物価基準にしたがって、いわゆる公共工事ですので、それに適した形で設計をし、それを見積もって業者が参加をすると、競争をするという世界でありますから、これについては、やっぱり適正な中で、この工事も行われるということでございますので、そこは、設計どおりのことをしていただかないといかんということですから、これからまた、その辺は監理のほうで設計どおり施工をしていただく。ここは確実にやっていただくように、監理のほうでもそのようになっております。

公共工事については当然、いわゆる公共工事の品質確保の促進に関する法律というのがありますので、そういったことも踏まえて別途、最低制限価格も設けているわけですね。金額が安くて必要な品物の質が落ちるということにならないように、そのようなところもやはり考慮した上で、最低制限価格を設け、また予定価格の範囲の中で、入札をした最低の業者に決定をしたということでありますので、これは適正に施工してもらえるものと考えているところであります。

**○内田　芳博議員**

私はこの庁舎建設の入札額というのは妥当じゃないかと、このように考えます。この設計書を見た場合に、この建物の重要なところはどこかというと、やはり階段、トイレ、エレベーター、３階の小さな部屋等が込み入っていますが、あとの内容というのは大広間というのが、この設計の基準でありますので、そういうことを考えた場合に、やはり私は、競争入札の原理というのが生かされていると、このように考えます。

そして、これから施工に当たって、やはり建設工事の監理、設計に対する監理、これがどういう対応が完成までにとられるものか。そして、なんといっても建物というのは雨漏りがすれば、たとえどれだけの金額であろうと一文の値打ちもないというのが、建物の一つの基準でございますので、今後の施工に当たって、やはり完成したときにミスのないような建設工事をしていただくと、こういう対応はどのようにして取り組まれているものか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

**○庁舎建設係長（下野　幸夫君）**

工事監理に関しましては今後、監理業者を決めまして適正な監理をしっかりとしていただきたいと思います。

**○内田　芳博議員**

私が一番危惧するのは、過去において、この旧の庁舎は何回となく雨漏りをして、そうして防水でなんとかとめてきた経緯がたくさんあります。これは、戦後の時代でつくって、そしてやっぱりまだ高度な技術力のない時代の建物だったから仕方がないと言えばただ一言ですが、それから今日の技術から考えたときには、やはり一番注意をしなければならないのが雨漏りということで、私は、最大の注意を払わなければならないと思いますから、こんなことがないように、最善の努力をして注意を払っていただきたいと。

ですから、この施工に当たって、建設に当たって、やはりどういう監理体制をするのか、検査体制をするのか、そこまではまだ協議をしていないものか、この点はどうでしょうか。

**○庁舎建設係長（下野　幸夫君）**

雨漏りの関係に関しましては、今回議決いただければ、大きな業者ですので、そこら辺の施工技術というのはしっかりしていると考えております。そこら辺の施工図関係を監理事務所としっ

かりと打ち合わせを行って、防水関係をしっかりと施工していただきたいと考えております。以上です。

**○平田　　昇議員**

この契約に至るまでは、プロポーザル方式という形で進めるということでございましたが、実際、行政側からプロポーザル、提案した、注文を付けたものにはどういうものがあったかということをお聞きしたい。

それともう一つ、町内の、地元の業者さん方が、我がまちの庁舎をつくるんであるから、電気、水道、ガス、装飾、そういった事業をされる方々が、我々に事業の機会を与えてくださいと、そういう切実な願いをされるわけですが。

これは、町長も日ごろ言っておられることだと、行政が地元の業者を育む、これは本来の目的だから、これはメガソーラーにしても、条件づくりのためには地元の業者を活用するということも言っておられると、だから大丈夫ですよと言ったが、業者さんは、大手業者さんにも直系の企業家がおるはずだと、その中で我々地元の業者に気を配ってもらえるんだろうか、配慮してもらえるんだろうかという心配ですね、何とかしてもらえないだろうかという声が届いているわけでございますが、この点についてどうでしょう。

**○町長（日高　政勝君）**

今回の工事につきましては、非常に大規模な工事ということでございますので、やっぱり施工能力、技術、そういう面からいきますと、地元の業者さんが元請としてやっていける規模ではございませんので、それについては、そういう機会がなかったということでございます。

それで、今後、できるだけ仕事の元請のほうで、施工の段階で、地元業者でもできる範囲というものがあるとすれば、その辺のところの地元業者の活用というんですか、御利用については配慮していただく分があれば、そのようなことも御協力をいただくように、そういう要請はしていきたいと思っているところでございます。

工事はいろいろ、非常に細部にわたりますので、どの分がどういうふうに地元業者でできるかということについては、今後具体的な中でないとはっきり言えませんが、ただ、地元業者でもできる部分があるとすれば、そういう協力のお願いはしていきたいと思っております。受注業者のほうに、そういう機会があれば、そういうお願いはしていきたいと思っているところであります。

**○庁舎建設係長（下野　幸夫君）**

今回の工事に関しましては、一般競争入札であります。設計の段階においては、提案方式の、プロポーザルで決定したところであります。以上です。

**○麥田　博稔議員**

一応入札で価格も決まりましたので、町長に財源的なことをちょっとお伺いしたいんですが、６月議会で、結局、国・県の支出金が１億１，３５３万５，０００円、それから地方債を３億円、基金を２億６，０００万円という話だったんですが、そのときに継続費として、全体では１７億３，３５０万円組まれていまして、庁舎建設等事業ですから、前の説明のときには、附帯工事は別だという話だったんですけれども、一応精査されて１４億２，２００万円。

総務常任委員会等では、省エネに配慮したものとか、いろんな話も総括質疑でされていますけれども、６億８，７５０万円ありますから、一応１３億円くらいですので、この前払金ですね、５億円ぐらいはできるわけですけれども、その財源を、結局、地方債で賄うのか、前、町長が基金もあるから全額、もう一般財源ちゅうか、基金となんとかでと、その後、有利な起債があればそれを活用するべきだという話だったんですが、どのようにお考えなのかをお伺いしておきたいというふうに思います。

○町長（日高　政勝君）

今回予定をしておりました予算よりも、今の段階で４億１千数百万円減額になってきたところでございます。そういうことで、当初の財源計画の中で、合併特例債７億５，０００万円とか、あるいは特別目的基金の庁舎建設基金１２億１，２００万円ございますので、この辺をどういう取り扱いにしていくのか。この入札減に伴った割合で、例えば、合併特例債７億５，０００万円を約１億５，０００万円減らして、もう６億円ぐらいにしていくのかという問題。

それと、ほかに基金も約１２億円の分を、２億５，０００万 ～２億６，０００万円になるかと思うんですが、その割合で落としていくのかですね。例えば、合併特例債を発行をして、その後１億５，０００万円減るよりも、一般財源がそれだけ浮いてくるちゅうことになりますので、その辺については、例えば別の基金に積み立てるとかですね。

あるいは、私の考えでは、合併特例債もですし、やっぱり相当な金額、約４億円減るちゅうことですから、将来の公共施設にこれだけ営繕の費用が要るとなりますと、基金も今新たに１億円積みましたけれども、こっちのほうに切りかえて、将来のこういった公共施設の維持補修に充てていかなければ、将来の負担というのを一般財源でするとしたら大変なことになるのかなと思っておりますので、できたらそういうことも考え合わせて、今の段階でどの程度やっていくかということは、具体的なところはまだ決めておりませんけれども、その辺のところも視野に入れながら、財源のあり方というのは検討していきたいと思っております。

設計どおりにやっていただくことで、これだけの入札があったわけですので、本体工事に、新たにちょっと内容を充実して追加をするということについては、毛頭考えておりません。特別に何かの事情がない限りは、変更契約というのはもう考えておりませんので、こういった財源等については、今申し上げましたような形の使い方をしていくのか、今後詰めをさしていただきたいと思うところであります。

そしてまた、あと２期工事、３期工事という、公用車の車庫とか、印刷室とか、駐車場の外構、東別館の外構、また建物の解体、電気設備の解体、それだけ予算は上げておりますけれども、その辺のところも何か出てくるのかどうか判りませんが、今後この辺の財源の割り振りについては、十分検討をさせていただきたいと思っております。

○麥田　博稔議員

先ほども言われましたように、６０年に１回とか、総務常任委員会のときには半世紀に１回のプロジェクトというような話もされたようですけれども、やはり５０年かかって使う品物であれば、やはり起債をして、有利な起債があるわけですから、そこを十二分に活用して、そして、今町長が言われましたように、お金は残すと。

そして、橋とか道路、それから公共施設、いろんなのの長寿命化とかもつくられていますけれども、やはり財源的には非常に国のほうも不透明なところがありますので、やはり、今町長が言われましたように、できるだけそういう公共的なものに使えるように、やっぱり基金にでも積んで将来のために、私も残すべきではないかと思いますので、その辺は十分配慮しながら。

それからまた、附帯工事等では、前に平田議員のほうからもありましたように、とにかく町内の業者も仕事がないとか、いろいろありますので、ある程度は高くなるかもしれませんけれども、その辺の仕事の割り振りですね。

私も議員をしておって、安くせえ、安くせえ、一般競争入札と言いましたけれども、やっぱり災害があったときに、そういった企業がある程度ないと機敏な対応ができないとか、その辺を考えたときにいろいろ苦慮するところですけれども、町長が言われましたように、最少の経費で最大の効果ということが地方自治法でもいわれていますけれども、その辺を十分考えながら、今後

の財政運営をしていただくように要望をして終わります。

**○町長（日高　政勝君）**

おっしゃるとおり、基本的には、いつも申し上げておりますとおり、地元でできるものについては、もう地元でやりたいと、そういう基本的な考えはもう変わりません。今後、第２期、第３期の工事等についても、これらについてはすべて地元のほうにお願いをしていきたいと思うところでございます。

今年の場合、災害がなかったことはいいんですけれども、そういった小規模の災害も少なくて、非常に仕事がない。やはり地元の企業の皆さん方は、それだけまた地元雇用もしていただいておりますし、いろんな貢献をしていただいておりますので、そういう単独のいろんな事業等についても、今後１２月補正もありますので、そういったこともできるところは、やってまいりたいと思っているところであります。

**○木下　賢治議員**

先ほど施工管理についての監督というか、そういう気配りについての質問もありましたけれども、大きな会社であるようですが、大きいから大丈夫ということが確実であるわけでもないわけですので、やっぱり越年工事、２６年までということですので、やっぱり落札業者の経営内容についても気配りというものの必要性を感じておりますので、要望しておきたいと思いますが。

もう１点は、先ほど、今もございました、予算に対する減額分の配慮なんですけれども、議会全員協議会の説明時にも申しましたけれども、やっぱり、私個人的には、合併特例債の利用というものが、やっぱりこのまちの財政の中でも、一番いい活用じゃないかというふうに考えているわけですけれども、今後検討するという町長の答弁ではございますが、その割合を、予定した割合でされるのか。

今後検討されるということですけれども、なんで合併特例債をフルに活用していただけないものか。やっぱりそういう３割の有利性もあるわけですので、当然基金としては将来のために持っておったほうがいいという町長の考えも聞いておりますので、そこ辺を重々理解されているとは思うんですけれども、合併特例債のフル活用を希望するわけですけれども、そこ辺の考え方を。

**○町長（日高　政勝君）**

おっしゃることはもう十分理解をいたしております。町民の皆さん方、各地域のほうにも一応、庁舎建設については２０億円くらいかかるでしょうと、そのうち合併特例債として借金をする分は７億５，０００万円ですよ、もうこれ以上は借りませんと、そういった説明をずっとしてまいっております。

やはりこうして総体事業費が下ってくるとなると、やはりその割合で借金も減らすというのが通常の考え方になるところですけれども、この辺はおっしゃるとおり、７割が交付税措置をされますので、一般的な借金とは違う有利性というのは非常にあるわけでございます。したがいまして、３割の一般財源の負担というのは当然出てくるわけでありますが、全体的に見たときに、町の公債費比率が今、合併時の２０％台から、今ようやく１５．５％まで下がってきております。

県内の状況を見ましたとき、新聞報道でも出ておりましたとおり、県内でこれでも上位から４位なんですよね。まだ高いと思います。そしてまた、交付税が２７年から漸減をしていくとなりますと、やはりなかなか厳しい面も出てくるのかなと思っております。

その辺のところも、総体的にいろいろ考えながら、いくらか借りとったほうがそれだけ一般財源を使う必要がないから、ほかの面に、財政調整基金のほうにその分は積んでいたほうがよからよと、そういう考え方も当然あるわけでありますので、この辺は今後十分、どの程度借りたほうがいいか、検討させていただきたいと思っております。

別途、この合併特例債を使った基金積み立ても今年から始めましたので、こういったことも含めて、全体的に今後の公共工事というのが、町の財政事情として、まだまだいろいろ出てまいりますので、それが合併特例債で適用できるものがあればいいんですけど、ないちなれば、通常の起債を借らんないかんとなりますと、また公債費比率に影響が出てくるということでありますから、その辺はいろんなことを考えながら、適切な額の借り入れについては検討をしていきたいと思うところでございます。

**〇川口　憲男議員**

町長に、この建設の契約のところで、先ほど平田議員から出ましたように、まず町内業者への配慮ということで、大きな本体的な契約はできないんでしょうけれども、附帯工事的なので、できるところには要請をしていくと。この契約の条項の中で、契約を結ばれる中で、そこをもうちょっと強く言っていただけないのか。

それとですね、２期、３期工事は、地元中心といったらおかしいですけれども、地元でできるところは地元でやっていくということをおっしゃいましたので、地元の方々もそういうことで意気上がるところもあると思います。先般の建設経済常任委員会の答弁の中でも、町長が庁舎建設の中にも配慮するところがあるということがありました。

この本体工事では、おっしゃるようにできるところとできないところがあると思います。見てみますと、いろんなところが、これはできるんじゃないかなという考え方を持っていますけれども、ぜひそこあたりを契約する業者に要望をしていただきたいと、極力使ってほしいということを要望しておきます。

それと、今これだけ地域の景気が行きどまっておりますので、私先般、一般質問でもしましたけれども、合板じゃなくして、杉材とかいろんなのを使うような工夫を、もう設計等が済んでいますからできないところがあると思うんですけれども、そこあたりを要望する考えはないのか。

それと、最後に、どうしても今の解体工事のときを見ましても、駐車場の問題、交通の問題、非常に混乱といいますか、いろんな問題が生じております。盈進小のところの道路が過疎債の関係で延期。延期になるんだと思うんですけれども、そこあたりの交通にも十分配慮していただきたいと思います。

なぜかというと、虎居橋のところも十分交通に配慮しますということだったんですけれども、長いのはタイヨーの辺まで渋滞して、非常に苦言を聞いております。やっぱり庁舎建設のところでも、狭い路地、施設等に大型車等が来るかと思うんですけれども、小学生もおりますから、そういう交通に十分配慮した取り扱いをされるように要望ができないのか、２点だけお聞きします。

**〇町長（日高　政勝君）**

まず、地元業者の関係でございますが、本体工事と切り離して今後、先ほど申し上げましたいろんな工事が、外構工事とか、車庫の新設とか、外灯とか、あるいは庁舎の解体とか、いろいろまだ残っておりますので、こういったこと等については、もう地元業者で十分対応ができるところかと思っておりますので、地元優先で発注をしていきたいと思うところであります。

ただ、本体工事について、これを契約の中でということでありますが、これについては、ちょっと都合が悪いですので、やはりこちらのいろんな工程管理の協議の中で、地元業者にはこうして能力のある方がある程度の規模についてはできますよということは御紹介をしながら、できるところは利用してくださいということは要請をしていく考え方でございます。

それから、駐車場の問題ですけれども、駐車場が確かに、本体工事に入りますとなかなか狭まってまいるかと思います。また大型クレーンがときには入るかと考えておりますので、緊急用の公用車については、やはりすぐ対応する必要がありますので、３台くらいは必要かなと思ってお

ります。また、身障者の方、そういう方用も１台は必要かと思っておりますので、それらを含めまして４０数台は確保できると思っております。

通常３月、４月の異動ですね、そういう時期になったら混雑するんですけれども、４０数台だったらそんなに支障はないのかなと。ただ、東別館を利用していろんな会議がございますから、その辺の駐車については、ダイワ、あるいは堀之内製糸の跡ですかね、そういうところを御利用いただくように御協力をしていただくということになろうかと思っているところでございます。

あと駐車場に入る、いわゆる交通の関係であります。やはり施工業者とそれぞれ、随時打ち合わせを行って、安全第一に工事が進むように気を配ってまいりたいと思っておりますので、これは学校のほうにも、もう既に協力をいただいておるわけでありますが、とにかく役場を利用される皆さん方についても、事前に周知を図りまして、安全が期されるようにさらに努力をしてまいりたいと思っております。

**○議長（中尾　正男議員）**

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中尾　正男議員）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、会議規則第３９条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中尾　正男議員）**

異議なしと認めます。よって、本件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中尾　正男議員）**

討論なしと認めます。

これから、本件を採決します。

お諮りします。本件は、これを可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中尾　正男議員）**

異議なしと認めます。

よって、「議案第５８号　さつま町新庁舎建設工事請負契約の締結について」は、可決されました。

---

**△閉　　会**

**○議長（中尾　正男議員）**

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって会議を閉じ、平成２４年第５回さつま町議会臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

**閉会時刻　午前１０時１１分**

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

さつま町議会議長　中　尾　　正　男

さつま町議会議員　新　改　　幸　一

さつま町議会議員　木　下　　敬　子